

資料 2 - 1

平成 30 年度の調整会議の協議内容等について（案）

1 富士保健医療圏における調整会議

- (1) 第 8 次静岡県保健医療計画における地域医療構想の推進
 - ・データブック等を活用した不足する病床機能を充足するための各医療機関の役割分担及び連携についての議論
 - ・機能分化・連携若しくは転換に向けた協議として次年度における基金の活用等を視野に入れた議論
- (2) 病床機能報告等を活用した各医療機関の役割分担、連携についての協議
 - ・休止病棟を有する医療機関等への聞き取り及び今後の病床運用に係る協議
- (3) 在宅医療の推進に向けた医療体制の確保
 - ・回復期及び慢性期の入院患者が、早期の在宅復帰ができる在宅医療の医療提供体制づくりの協議
 - ・外来医療、訪問看護、在宅医療等の実施状況のほか、介護医療院への転換見込み、介護保険サービス提供量等の把握と今後の対応について協議
- (4) 次年度の調整会議の進め方についての確認

2 開催回数

平成 30 年度調整会議は年 4 回の開催を予定する。

3 調整会議と他の会議等との連携

在宅医療の推進に向けた医療体制の確保を図るために、「地域包括ケア推進ネットワーク会議」と連携して、対策を検討する。

医政地発0207第1号
平成30年2月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）は、平成28年度中に全ての都道府県において策定され、今後は、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を通じて、構想区域（同法第30条の4第1項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとにその具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、地域医療構想の達成に向けて、構想区域ごとの地域医療構想調整会議での具体的議論を促進することが求められている。具体的には、病床の役割分担を進めるためのデータを国から都道府県に提供し、個別の病院名や転換する病床数の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、それぞれの地域医療構想調整会議において2年間程度で集中的な検討を促進することが求められている。

このため、都道府県が、地域医療構想の達成に向けて医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるように、地域医療構想の進め方について下記のとおり整理したので、ご了知の上、地域医療構想の達成に向けた検討を進めるとともに、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等に周知願いたい。

記

1. 地域医療構想調整会議の進め方について

（1）地域医療構想調整会議の協議事項

「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進すること」とされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること。

この具体的対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において、平成37（2025）年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の

- ① 平成37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 平成37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むものとすること。

なお、平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県における具体的対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮することとする。

ア. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

(ア) 公立病院に関すること

病院事業を設置する地方公共団体は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知）を参考に、公立病院について、病院ごとに「新公立病院改革プラン」を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に、平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を決定すること。また、具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

この際、公立病院については、

- ① 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - ② 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関する医療の提供
 - ③ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - ④ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能
- などの役割が期待されていることに留意し、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお①～④の医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえ公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(イ) 公的医療機関等2025プラン対象医療機関に関すること

公的医療機関等2025プラン対象医療機関（新公立病院改革プランの策定対象となっている公立病院を除く公的医療機関等（医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）、国立病院機構及び労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院をいう。以下同じ。）は、「地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等2025プラン」策定について（依頼）」（平成29年8月4日付け医政発0804第2号厚生労働省医政局長通知）に基づき、公的医療機関等2025プランを策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成29年度中に平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに平成37（2025）年に向けた具体的対応方針を決定すること。また、具体的対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

この際、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ公的医療機関等2025プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(ウ) その他の医療機関に関すること

他の医療機関のうち、開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、平成37（2025）

年に向けた対応方針を決定すること。また、対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

それ以外の全ての医療機関については、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、遅くとも平成30年度末までに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議すること。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、平成37（2025）年に向けた対応方針を決定すること。また、対応方針を決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。

（エ）留意事項

都道府県は、新公立病院改革プランや公的医療機関等2025プラン、病床機能報告（医療法第30条の13に規定する病床機能報告をいう。以下同じ。）の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求める。

都道府県は、病床機能報告において、6年後の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関に対して、速やかに、①都道府県への理由書提出、②地域医療構想調整会議での協議への参加、③都道府県医療審議会での理由等の説明を求めた上で、当該理由等がやむを得ないものと認められない場合には、同法第30条の15に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床機能を変更しないことを命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、同法第30条の17に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、同法第30条の18に基づき、その旨を公表すること。

イ. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

（ア）全ての医療機関に関すること

都道府県は、病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。以下同じ。）を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる病棟を有する医療機関に対しては、都道府県は、速やかに、医療法第7条の2第3項又は第30条の12第1項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、非稼働の病床数の範囲内で、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、同法第30条の12第2項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命

令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、同法第7条の2第7項又は同法第30条の12第3項に基づき、その旨を公表すること。

(イ) 留意事項

都道府県は、病床がすべて稼働していない病棟を再稼働しようとする医療機関の計画を把握した場合には、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、構想区域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論すること。特に、再稼働した場合に担う予定の病床機能が、構想区域において過剰な病床機能である場合には、過剰な病床機能へ転換するケースと同様とみなし、より慎重に議論を進めること。

ウ. 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

(ア) 全ての医療機関に関すること

都道府県は、新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、開設等の許可を待たずに、地域医療構想調整会議へ出席し、①新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性、②新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性、③当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について説明するよう求めること。なお、開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む）を把握した場合にも、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、当該構想区域において今後担う役割や機能について説明するよう求めること。

また、既存病床数及び基準病床数並びに将来の病床数の必要量との整合性の確保を図る必要がある場合には、地域医療構想調整会議での協議を経て都道府県医療審議会においても議論を行うこと。議論にあたっては、地域医療構想調整会議における協議の内容を踏まえること。

都道府県は、①新たに整備される病床が担う予定の医療機能が、当該構想区域における不足する医療機能以外の医療機能となっている、②当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないといった場合等には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、地域医療構想調整会議の意見を聴いて、医療法第7条第5項に基づき、開設許可にあたって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与すること。また、当該開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該許可に付された条件に従わない場合には、同法第27条の2第1項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告すること。さらに、勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わない場合には、同条第2項に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令すること。それでもなお命令を受けた者が従わなかった場合には、同条第3項に基づき、その旨を公表すること。

(イ) 留意事項

都道府県は、今後、新たに療養病床及び一般病床の整備を行う際には、既に策定されている地域医療構想との整合性を踏まえて行うこと。具体的には、新たな病床の整備を行うに当たり、都道府県医療審議会において、既存病床数と基準病床数の

関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を踏まえ、十分な議論を行うこと。

例えば、現状では既存病床数が基準病床数を下回り、追加的な病床の整備が可能であるが、人口の減少が進むこと等により、将来の病床数の必要量が既存病床数を下回ることとなる場合には、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を勘案し、医療需要の推移や、他の二次医療圏との患者の流入入の状況等を考慮し、追加的な病床の整備の必要性について慎重に検討を行うこと。

(2) 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

ア. 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績

(ア) 高度急性期・急性期機能

高度急性期・急性期機能を担う病床については、構想区域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要がある。

このため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの各病棟における急性期医療に関する診療実績（幅広い手術の実施状況、がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況、重症患者への対応状況、救急医療の実施状況、全身管理の状況など）を提示すること。

また、高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、例えば急性期医療を全く提供していない病棟が含まれていることから、明らかな疑義のある報告については、地域医療構想調整会議において、その妥当性を確認すること。

(イ) 回復期機能

回復期機能を担う病床については、構想区域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要がある。

このため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの各病棟における在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションに関する診療実績（急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況、全身管理の状況、疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況、入院患者の居住する市町村との連携状況、ケアマネジャーとの連携状況など）を提示すること。

(ウ) 慢性期機能

慢性期機能を担う病床については、構想区域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの医療機関がどのような役割を果たしているのか、地域医療構想調整会議において、個別の医療機関の取組状況を共有する必要がある。特に介護療養病床については、その担う役割を踏まえた上で、転換等の方針を早期に共有する必要がある。

このため、都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について協議できるよう、個別の医療機関ごとの各病棟における療養や看取りに関する診療実績（長期療養患者の受入状況、重度の障害児等の受入状況、全身管理の状況、疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況、入院患者の状況、入院患者の退院先など）を提示すること。

イ. 個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況

都道府県は、各病院・病棟が担うべき役割について円滑に協議できるよう、個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況を提示すること。

ウ. 新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランに記載すべき事項

プランを策定する医療機関は、各病院・病棟が担うべき役割について円滑に協議できるよう、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報などを記載すること。都道府県は、個別の医療機関ごとの情報を整理して提示すること。

(3) 地域医療構想調整会議の運営

都道府県は、地域医療構想の達成に向けて、構想区域の実情を踏まえながら年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。地域医療構想を進めていくに当たっては、地域住民の協力が不可欠であることから、会議資料や議事録については、できる限りホームページ等を通じて速やかに公表すること。

構想区域によっては全ての医療機関が地域医療構想調整会議に参加することが難しい場合も想定されることから、構想区域の実情にあわせて医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組み合わせながら実施し、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めていくこと。

2. 病床機能報告について

(1) 病床機能報告における未報告医療機関への対応

都道府県は、病床機能報告の対象医療機関であって、未報告であることを把握した場合には、当該医療機関に対して、病床機能を報告するように求めること。

なお、都道府県は、当該医療機関に対して、医療法第30条の13第5項に基づき、期間を定めて報告するよう命令すること。また、当該医療機関が、その命令に従わない場合には、同条第6項に基づき、その旨を公表すること。

(2) 病床機能報告における回復期機能の解釈

病床機能報告制度における回復期機能の解釈に当たっては、病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量との単純な比較だけではなく、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、病床の機能分化及び連携を推進していくことが重要である。

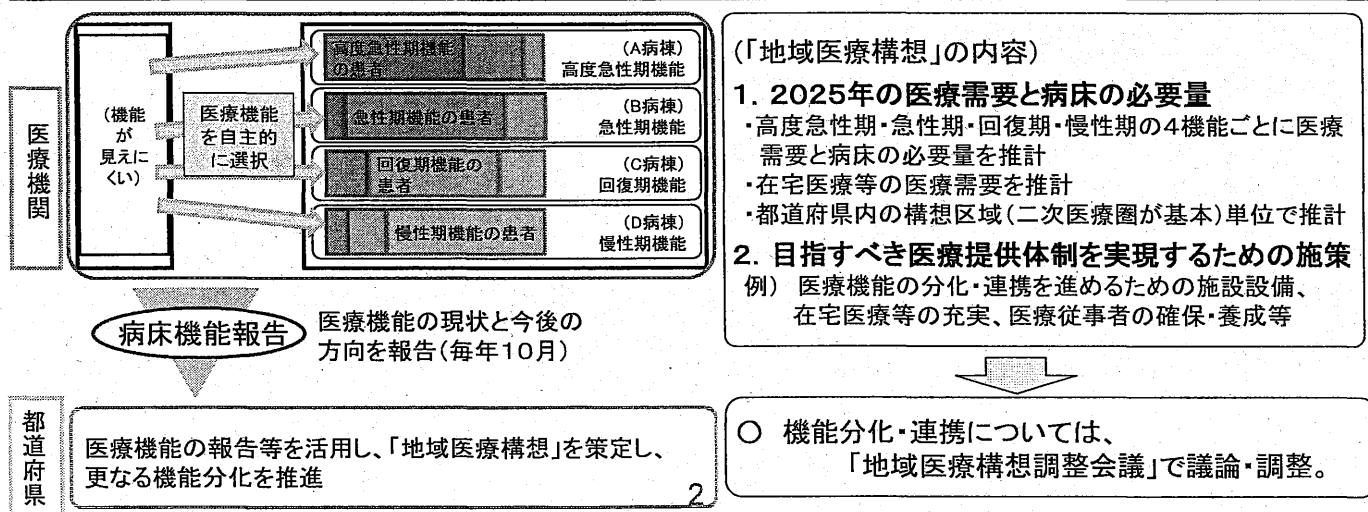
具体的には、「地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について」（平成29年9月29日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）を参照されたい。

地域医療構想の進め方について

1

地域医療構想について

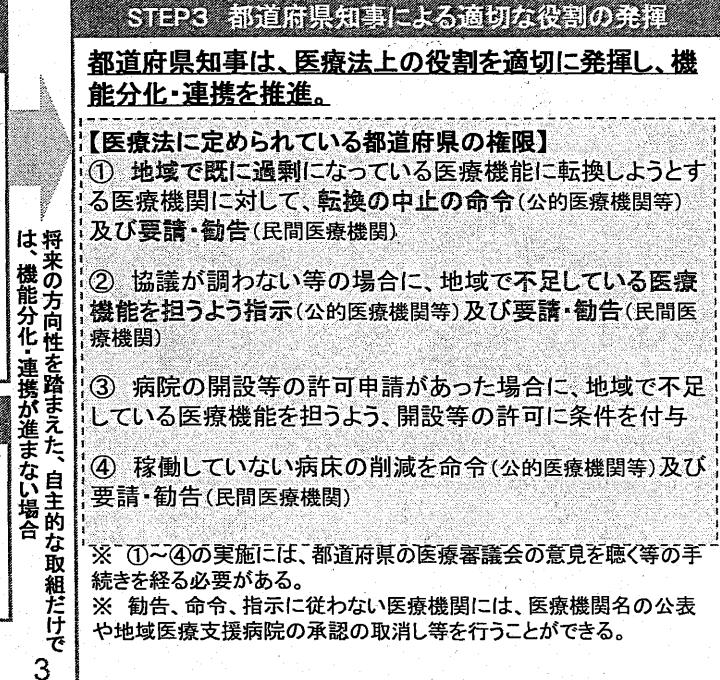
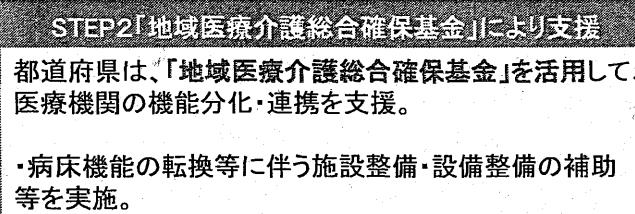
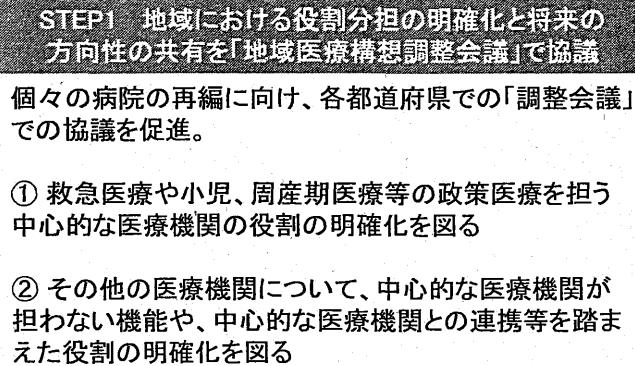
- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



2

地域医療構想の実現プロセス

- まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、地域医療介護総合確保基金を活用。
- 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

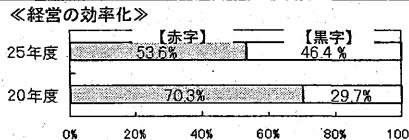


3

公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 平成29年3月31日現在で新公立病院改革プランを策定済の病院は800(全体の92.7%)。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果



《再編・ネットワーク化》

- ・統合・再編等に取り組んでいる病院数
162病院
- ・再編等の結果、公立病院数は減少
H20: 943 → H25: 892 (△ 51病院)

《経営形態の見直し》

(予定含む数)

- ・地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院
- ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院
- ・民間譲渡・診療所化 50病院

新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

- 新公立病院改革プランの策定を要請。
 - 策定期: 地域医療構想の策定期を踏まえつつH27年度又はH28年度中
 - プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記



2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等
- 3 地方財政措置の見直し

- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)
 - 通常の整備 25%地方交付税措置
 - 再編・ネットワーク化に伴う整備 40%地方交付税措置
- 特別交付税措置の重点化(H28年度～)
 - 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
 - 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

連携

医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

- 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)
 - 都道府県が、2025年の機能別医療需要・必要病床数*と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定
- (平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)

| 【構想区域単位で策定】 | | |
|-------------|-----------|--------|
| | 2025年(推計) | |
| | 医療需要 | 必要病床数 |
| 高度急性期 | ○○○ 人/日 | ○○○ 病床 |
| 急性期 | □□□ 人/日 | □□□ 病床 |
| 回復期 | △△△ 人/日 | △△△ 病床 |
| 慢性期 | ▲▲▲ 人/日 | ▲▲▲ 病床 |

2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

4

公的医療機関等2025プラン

○ 公的医療機関※、共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合、地域医療機能推進機構、国立病院機構及び労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院について、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機関等2025プラン」を作成し、策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論するよう要請。 ※新公立病院改革プランの策定対象となっている公立病院は除く。

対象病院数 約810病院

記載事項

【基本情報】

- ・医療機関名、開設主体、所在地 等

【現状と課題】

- ・構想区域の現状と課題
- ・当該医療機関の現状と課題 等

【今後の方針】

- ・当該医療機関が今後地域において担すべき役割 等

【具体的な計画】

- ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
(例)・4機能ごとの病床のあり方について
・診療科の見直しについて 等

- ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
(例)・病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目

- ・紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目、人件費率等、経営に関する項目 等

策定期限

○ 救急医療や災害医療等の政策医療を主として担う医療機関:平成29年9月末

(3回目の地域医療構想調整会議で議論)

○ その他の医療機関:平成29年12月末 (4回目の地域医療構想調整会議で議論)

● 地域医療構想調整会議の議論のサイクル

| | | | |
|------|------|--------|------|
| 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
|------|------|--------|------|

| | | | |
|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 病床機能報告等のデータ等を踏まえ、各医療機関の役割を明確化 | 医療機能、事業等との不足を補うための具体策を講論 | 各役割を担う医療機関名を挙げ、機能転換等の具体策の決定 | 具体的な医療機関名や進捗評価指標、次年度基金の活用等を含む取りまとめ |
|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|------------------------------------|

留意点

- 各医療機関におけるプランの策定過程においても、地域の関係者からの意見を聴くなどにより、構想区域ごとの医療提供体制と整合的なプランの策定が求められる。
- 各医療機関は、プラン策定後、速やかにその内容を地域医療構想調整会議に提示し、地域の関係者からの意見を聞いた上で、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性をはかることが必要。地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には、策定したプランを見直すこととする。
- さらに、上記以外の医療機関においても、構想区域ごとの医療提供体制の現状と、現に地域において担っている役割を踏まえた今後の方針を検討することは、構想区域における適切な医療提供体制の構築の観点から重要である。まずは、それぞれの医療機関が、自主的に検討するとともに、地域の関係者との議論を進めることが望ましい。

5

公的医療機関等について

○ 公的医療機関は、医療法第31条において、次の者が開設する医療機関とされている。

都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○ 公的医療機関は、「戦後、医療機関の計画的整備を図るに当たり、国民に必要な医療を確保するとともに、医療の向上を進めるための中核」としての役割を担うものとされ、また、公的医療機関は、「医療のみならず保健、予防、医療関係者の養成、へき地における医療等一般の医療機関に常に期待することのできない業務を積極的に行い、これらを一体的に運営」するという特徴を有する。

※「」部分は医療法コメントより抜粋

○ また、医療法第7条の2第1項では、公的医療機関の開設者を含む以下の者が規定されており、これらの者が開設する医療機関(公的医療機関等)については、地域医療構想の達成を図るために都道府県知事が行使することとされている権限の位置付けが、他の医療機関に対するものと異なる。

公的医療機関の開設者、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、公立学校共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構

6

新公立病院改革ガイドラインにおける公立病院に期待される主な機能

公立病院に期待される主な機能の具体例

- ①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

【新公立病院改革ガイドライン(平成27年3月)より抜粋】

第2 地方公共団体における新公立病院改革プランの策定

3 新改革プランの内容

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

公立病院に期待される主な機能を具体的に例示すれば、①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが挙げられる。

前ガイドラインにおいても、改革を通じて、自らの公立病院の果たすべき役割を見直し、改めて明確化すべきことが強調されていたが、今般の公立病院改革は、民間病院を対象に含めた地域医療構想の実現に向けた取組と並行して行われるものであることから、必然的に、公立病院の役割を従来にも増して精査することとなる。

開設主体別医療機関の財政・税制上の措置

| 開設主体別医療機関 | 財政 | | | 税制 | | | |
|-------------------|-------------------------|---------------------------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 政府 出資金 ^{*1} | 運営費 交付金 ^{*2} 繰入金 | 補助金 | 国税 | 地方税 | | |
| | | | | 法人税 (医療保健業) | 事業税 (医療保健業) | 不動産取得税 | 固定資産税 |
| 公立病院 | - | ○ ^{*3} | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| 国民健康保険組合 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 日本赤十字社 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 済生会 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 厚生連 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 北海道社会事業協会 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 国家公務員共済組合連合会 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 公立学校共済組合 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | ○ | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 健康保険組合 | - | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| 地域医療機能推進機構 | ○ | - | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} |
| 国立病院機構 | ○ | ○ ^{*6} | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} |
| 労働者健康安全機構 | ○ | ○ ^{*6} | 対象 ^{*4} | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 一部非課税 ^{*5} |
| (参考)公益社団法人、公益財団法人 | - | - | 対象 ^{*4} | 一部非課税 ^{*7} | 一部非課税 ^{*7} | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| (参考)社会医療法人 | - | - | 対象 ^{*4} | 一部非課税 ^{*8} | 一部非課税 ^{*8} | 一部非課税 ^{*5} | 一部非課税 ^{*5} |
| (参考)医療法人 | - | - | 対象 ^{*4} | 課税 | 課税 | 課税 | 課税 ^{*9} |

* 1: 政府出資金とは、独立行政法人等において、その業務を確実に実施するために必要な資金その他の財産的基礎を有する必要があり、これに対して政府が出资することをいう(参考: 独立行政法人通則法第8条第1項)。日本私立学校振興・共済事業団に関する事項は、私立学校への助成事業のみ。

* 2: 運営費交付金とは、独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、固が予算の範囲内で交付する資金。

* 3: 地方公営企業法第17条の2(経営の負担の原則)及び総務省が定めた経営基準(総務省大臣通知)に基づき、一般会計が負担すべき経費(経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費)を公営企画会計に対して繰り入れているもの。

* 4: 4種別の補助金の目的や特徴によって対象外にもなる。なお、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会、社会福祉法人、公益財団法人、学校法人、社会医療法人、健康保険組合、國家公務員共済組合連合会及び公立学校共済組合が開設した病院について、公立病院と同様に当該地域の医療確保のため、公立病院に対する繰入金に準じて自治体から運営費に関する補助金の交付を受けている場合がある。

* 5: 経営する病院及び診療所において直接その用に供する資産などは非課税。

* 6: 国立病院機構では、国際分野の医療研究費用や臨床研究事業費等に、労働者健康安全機構では、未払資金立替事業や研究・試験及び成果の普及事業に使用されており、両機構とも診療事業には使用していない。

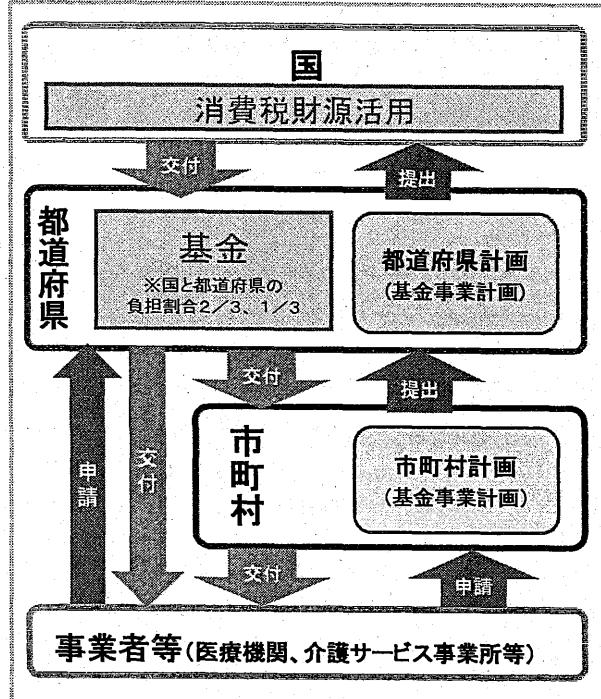
* 7: 法人税法令で定める収益事業に該当する医療保健業、公益目的事業は非課税。

* 8: 社会医療法人では、医療保健業(附帯業務、収益事業は除く。)は非課税。

* 9: 自治体の条例により減免を行っている場合がある。

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

○ 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間(原則1年間)／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2

※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

都道府県知事の権限の行使の流れ

【過剰な医療機能への転換の中止等】

| 医療法第30条の15 |
|--|
| ・ 病床機能報告において基準日と基準日後の病床機能が異なる場合であって、基準日後病床機能に応じた病床数が、病床の必要量(必要病床数)に既に達している |

- ①都道府県知事への理由書提出
②調整会議での協議への参加
③都道府県医療審議会での理由等説明

理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床機能を変更しないことを命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)

【不足する医療機能への転換等の促進】

| 医療法第30条の16 |
|---|
| 地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場での協議が調わないとき等 |

都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足する医療機能に係る医療を提供することを指示(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)

【非稼働病床の削減】

| 医療法第7条の2第3項 |
|-------------|
| 医療法第30条の12 |

病床を稼働していないとき

都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)

| 命令の場合 (公的医療機関等) |
|--------------------|
| 要請の場合 (民間医療機関) |

要請を受けた者が、正当な理由がない、当該要請に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令

医療法第30条の18

○ 命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表

医療法第29条第3項
及び第4項

○ 命令・指示・勧告に従わない地域医療支援病院・特定機能病院※は承認を取り消し

※特定機能病院の承認取消しは厚生労働大臣が行う

病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項

「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について」
(平成29年6月23日付け医政地発0623第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)抜粋

1 療養病床及び一般病床の整備に当たり留意すべき事項について

今後、新たに療養病床及び一般病床の整備を行う際には、既に策定されている地域医療構想との整合性を踏まえて行うこと。

具体的には、新たな病床の整備を行うに当たり、都道府県医療審議会において、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を踏まえ、以下のような点に留意し、十分な議論を行うこと。

(1) 現状では既存病床数が基準病床数を上回り、追加的な病床の整備ができないが、高齢化が急速に進むことで、将来の病床数の必要量が基準病床数を上回ることとなる場合には、

- ① 基準病床数の見直しについて毎年検討
- ② 医療法第30条の4第7項の規定に基づく基準病床数算定時の特例措置を活用することによって対応が可能であるが、その場合であっても、
 - ・ 将來の高齢者人口のピークアウト後を含む医療需要の推移
 - ・ 他の二次医療圏との患者の流入出の状況
 - ・ 交通機関の整備状況

などのそれぞれの地域の事情を考慮することが必要となること。

(2) 現状では既存病床数が基準病床数を下回り、追加的な病床の整備が可能であるが、人口の減少が進むこと等により、将来の病床数の必要量が既存病床数を下回ることとなる場合には、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を勘案し、医療需要の推移や、他の二次医療圏との患者の流入出の状況等を考慮し、追加的な病床の整備の必要性について慎重に検討を行う必要があること。

2 都道府県医療審議会と地域医療構想調整会議の整合性について

都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議(医療法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)における議論との整合性を確保すること。

具体的には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、開設等の許可を得たず、地域医療構想調整会議への参加を求め、以下の事項等について協議を行うこと。

- 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
 - 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性 等
- その上で、都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議における協議の内容を参考とすること。

3 第7次医療計画公示前における病院開設等の許可申請の取扱い等について

現行の医療計画において、無菌病室、集中治療室(ICU)及び心臓病専用病室(CCU)の病床については、専ら当該病室の病床に収容された者が利用する他の病床が同一病院又は診療所内に別途確保されているものは、既存病床数として算定しないものとされている。これらの病床については、第7次医療計画の策定を念頭に、平成30年4月1日以降、これまで既存病床数として算定していなかった病床を含めて、全て既存病床数として算定することとされていることから、今年度において新たに療養病床及び一般病床の整備を検討する際の判断材料の一つとして、当該病床を既存病床数に含めて、各二次医療圏における病床の整備状況を評価することが考えられるため、必要に応じて検討すること。

11

非稼働病棟に係る議論の進め方に関する留意事項

「地域医療構想調整会議の進め方に関する留意事項について」
(平成29年11月6日付け厚生労働省医政局地域医療計画事務連絡)

病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関が確認された場合は、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、次の点について説明するよう求めること。

- ・ 病棟を稼働していない理由
- ・ 当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

その上で、当該病棟の今後の運用見通しに関し、病棟を再び稼働しようとする計画がある場合には、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、地域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を現在以上に上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論すること。

特に、再稼働した場合に担う予定の病床機能が、構想区域において過剰な病床機能である場合には、過剰な病床機能へ転換するケースと同様とみなし、より慎重に議論を進めること。

12

病床機能報告における4医療機能について

- 各医療機関（有床診療所を含む。）は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方針」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

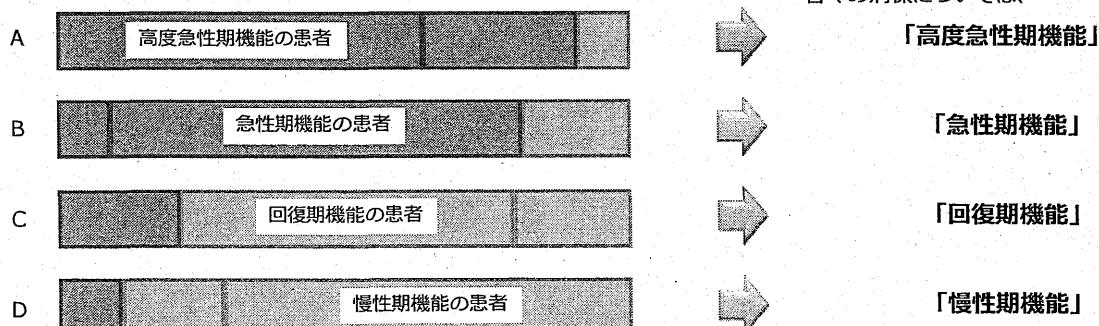
| 医療機能の名称 | 医療機能の内容 |
|---------|--|
| 高度急性期機能 | <ul style="list-style-type: none">○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 　　救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟 |
| 急性期機能 | <ul style="list-style-type: none">○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能 |
| 回復期機能 | <ul style="list-style-type: none">○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。 |
| 慢性期機能 | <ul style="list-style-type: none">○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能 |
| | <ul style="list-style-type: none">○ 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していないなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できる。○ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。○ 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。 |

13

医療機能の選択に当たっての基本的な考え方

病床機能報告においては、病棟が担う医療機能をいずれか1つ選択して報告することとされているが、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、下図のように当該病棟でいずれかの機能のうち最も多くの割合の患者を報告することを基本とする。

(ある病棟の患者構成イメージ)



地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について

「地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について」
(平成29年9月29日付け厚生労働省医政局地域医療計画事務連絡)抜粋

地域医療構想における将来推計は患者数をベースに将来の病床の必要量を出しているのに対し、**病床機能報告制度では様々な病期の患者が混在する病棟について最も適する機能1つを選択して報告する仕組みである。例えば回復期機能は、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を指すものであり、当該機能を主として担う病棟が報告されるものであるから、単に回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定している病棟のみを指すものではない。**

しかしながら、この点の理解が不十分であるために、これまでの病床機能報告では、**主として「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を有する病棟であっても、急性期機能や慢性期機能と報告されている病棟が一定数存在することが想定される。**

また、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、主として急性期や慢性期の機能を担うものとして**回復期機能以外の機能が報告された病棟においても、急性期を経過した患者が一定数入院し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションが提供されていたり、在宅医療の支援のため急性期医療が提供されていたりする場合があると考えられる。また、回復期機能が報告された病棟においても、急性期医療が行われている場合がある。**

これらを踏まえると、現時点では、**全国的に回復期を担う病床が大幅に不足し、必要な回復期医療を受けられない患者が多数生じている状況ではないと考えているが、病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量との単純な比較から、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているように誤解させる状況が生じていると想定される。**

このため、今後は、**各医療機関に、各病棟の診療の実態に即した適切な医療機能を報告していただくこと、また、高齢化の進展により、将来に向けて回復期の医療需要の増加が見込まれる地域では、地域医療構想調整会議において、地域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、機能分化・連携を進めていただくことが重要と考えており、地域医療構想の達成に向けた取組等を進める上で、ご留意いただきたい。**

平成28年度病床機能報告制度における主な報告項目

| 構造設備・人員配置等に関する項目 | 具体的な医療の内容に関する項目 | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|----------------------------------|--|--|---|---------|---|----|
| 病床数・人員配置・機器等 | <table border="1"> <tr> <td>医療機能(現在・今後の方向) ※任意で2025年時点の医療機能の予定 許可病床数、稼働病床数</td><td>手術件数(臓器別)、全身麻酔の手術件数 人工心肺を用いた手術 胸腔鏡下手術件数、腹腔鏡下手術件数</td></tr> <tr> <td>医療法上の経過措置に該当する病床数 一般病床数、療養病床数</td><td>治がん患者 悪性腫瘍手術件数 病理組織標本作製、術中迅速病理組織標本作製 放射線治療件数、化学療法件数 がん患者指導管理料 抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 超急性期脳卒中加算、脳血管内手術、経皮的冠動脈形成術等 分娩件数 入院精神療法、精神科リソースチーム加算、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算、精神疾患診断治療初回加算</td></tr> <tr> <td>主とする診療科 DPC群 総合入院体制加算 在宅医療支援病院／診療所、在宅療養後方支援病院の届出の有無(有の場合、医療機関以外ノ医療機関での取り扱い) 三次救急医療施設、二次救急医療施設、救急告示病院の有無 高額医療機器の保有状況 (CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小器官治療装置、ガンマナイフ、サイバーナイフ、内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)等)</td><td>退院支援加算、救急・在宅等支援(療養)病床初期加算／有床診療所一般病床初期加算 地域連携診療計画加算、退院時共同指導料 介護支援連携指導料、退院時リハビリテーション指導料、退院前訪問指導料 中心静脈注射、呼吸心拍監視、酸素吸入 観血的動脈圧測定、ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄 人工呼吸、人工腎臓、腹膜灌流 経管栄養カテーテル交換法 リハビリテーション早期から 疾患別リハビリテーション料、早期リハビリテーション加算、初期加算、摂食機能療法 リハビリテーション充実加算、休日リハビリテーション提供体制加算 入院時訪問指導加算、リハビリテーションを実施した患者の割合 平均リハ単位数／患者1日当たり、1年間の総退院患者数 1年間の総退院患者数のうち、入棲時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退棲時の日常生活機能評価が入院時に比較して4点以上改善していた患者数 療養病棟入院基本料、褥瘡評価実施加算 重度褥瘡処置、重傷皮膚潰瘍管理加算 難病等特例入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算 強度行動障害入院医療管理加算 多様な診療機器の受入 往診患者述べ数、訪問診療患者述べ数、看取り患者数(院内／在宅) 有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料 急変時の入院件数、有床診療所の病床の役割 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合 の連携 歯科医師連携加算 周術期口腔機能管理後手術加算 周術期口腔機能管理料</td></tr> <tr> <td>入院患者の状況</td><td>新規入院患者数 在院患者延べ数 退院患者数 入院前の場所別患者数 予定入院・緊急入院の患者数 退棲先の場所別患者数 退院後に在宅医療を必要とする患者数</td><td>16</td></tr> </table> | 医療機能(現在・今後の方向) ※任意で2025年時点の医療機能の予定 許可病床数、稼働病床数 | 手術件数(臓器別)、全身麻酔の手術件数 人工心肺を用いた手術 胸腔鏡下手術件数、腹腔鏡下手術件数 | 医療法上の経過措置に該当する病床数 一般病床数、療養病床数 | 治がん患者 悪性腫瘍手術件数 病理組織標本作製、術中迅速病理組織標本作製 放射線治療件数、化学療法件数 がん患者指導管理料 抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 超急性期脳卒中加算、脳血管内手術、経皮的冠動脈形成術等 分娩件数 入院精神療法、精神科リソースチーム加算、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算、精神疾患診断治療初回加算 | 主とする診療科 DPC群 総合入院体制加算 在宅医療支援病院／診療所、在宅療養後方支援病院の届出の有無(有の場合、医療機関以外ノ医療機関での取り扱い) 三次救急医療施設、二次救急医療施設、救急告示病院の有無 高額医療機器の保有状況 (CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小器官治療装置、ガンマナイフ、サイバーナイフ、内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)等) | 退院支援加算、救急・在宅等支援(療養)病床初期加算／有床診療所一般病床初期加算 地域連携診療計画加算、退院時共同指導料 介護支援連携指導料、退院時リハビリテーション指導料、退院前訪問指導料 中心静脈注射、呼吸心拍監視、酸素吸入 観血的動脈圧測定、ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄 人工呼吸、人工腎臓、腹膜灌流 経管栄養カテーテル交換法 リハビリテーション早期から 疾患別リハビリテーション料、早期リハビリテーション加算、初期加算、摂食機能療法 リハビリテーション充実加算、休日リハビリテーション提供体制加算 入院時訪問指導加算、リハビリテーションを実施した患者の割合 平均リハ単位数／患者1日当たり、1年間の総退院患者数 1年間の総退院患者数のうち、入棲時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退棲時の日常生活機能評価が入院時に比較して4点以上改善していた患者数 療養病棟入院基本料、褥瘡評価実施加算 重度褥瘡処置、重傷皮膚潰瘍管理加算 難病等特例入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算 強度行動障害入院医療管理加算 多様な診療機器の受入 往診患者述べ数、訪問診療患者述べ数、看取り患者数(院内／在宅) 有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料 急変時の入院件数、有床診療所の病床の役割 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合 の連携 歯科医師連携加算 周術期口腔機能管理後手術加算 周術期口腔機能管理料 | 入院患者の状況 | 新規入院患者数 在院患者延べ数 退院患者数 入院前の場所別患者数 予定入院・緊急入院の患者数 退棲先の場所別患者数 退院後に在宅医療を必要とする患者数 | 16 |
| 医療機能(現在・今後の方向) ※任意で2025年時点の医療機能の予定 許可病床数、稼働病床数 | 手術件数(臓器別)、全身麻酔の手術件数 人工心肺を用いた手術 胸腔鏡下手術件数、腹腔鏡下手術件数 | | | | | | | | | |
| 医療法上の経過措置に該当する病床数 一般病床数、療養病床数 | 治がん患者 悪性腫瘍手術件数 病理組織標本作製、術中迅速病理組織標本作製 放射線治療件数、化学療法件数 がん患者指導管理料 抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 超急性期脳卒中加算、脳血管内手術、経皮的冠動脈形成術等 分娩件数 入院精神療法、精神科リソースチーム加算、認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算、精神疾患診断治療初回加算 | | | | | | | | | |
| 主とする診療科 DPC群 総合入院体制加算 在宅医療支援病院／診療所、在宅療養後方支援病院の届出の有無(有の場合、医療機関以外ノ医療機関での取り扱い) 三次救急医療施設、二次救急医療施設、救急告示病院の有無 高額医療機器の保有状況 (CT、MRI、血管連続撮影装置、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小器官治療装置、ガンマナイフ、サイバーナイフ、内視鏡手術用支援機器(ダヴィンチ)等) | 退院支援加算、救急・在宅等支援(療養)病床初期加算／有床診療所一般病床初期加算 地域連携診療計画加算、退院時共同指導料 介護支援連携指導料、退院時リハビリテーション指導料、退院前訪問指導料 中心静脈注射、呼吸心拍監視、酸素吸入 観血的動脈圧測定、ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄 人工呼吸、人工腎臓、腹膜灌流 経管栄養カテーテル交換法 リハビリテーション早期から 疾患別リハビリテーション料、早期リハビリテーション加算、初期加算、摂食機能療法 リハビリテーション充実加算、休日リハビリテーション提供体制加算 入院時訪問指導加算、リハビリテーションを実施した患者の割合 平均リハ単位数／患者1日当たり、1年間の総退院患者数 1年間の総退院患者数のうち、入棲時の日常生活機能評価が10点以上であった患者数・退棲時の日常生活機能評価が入院時に比較して4点以上改善していた患者数 療養病棟入院基本料、褥瘡評価実施加算 重度褥瘡処置、重傷皮膚潰瘍管理加算 難病等特例入院診療加算、特殊疾患入院施設管理加算 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算 強度行動障害入院医療管理加算 多様な診療機器の受入 往診患者述べ数、訪問診療患者述べ数、看取り患者数(院内／在宅) 有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料 急変時の入院件数、有床診療所の病床の役割 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合 の連携 歯科医師連携加算 周術期口腔機能管理後手術加算 周術期口腔機能管理料 | | | | | | | | | |
| 入院患者の状況 | 新規入院患者数 在院患者延べ数 退院患者数 入院前の場所別患者数 予定入院・緊急入院の患者数 退棲先の場所別患者数 退院後に在宅医療を必要とする患者数 | 16 | | | | | | | | |

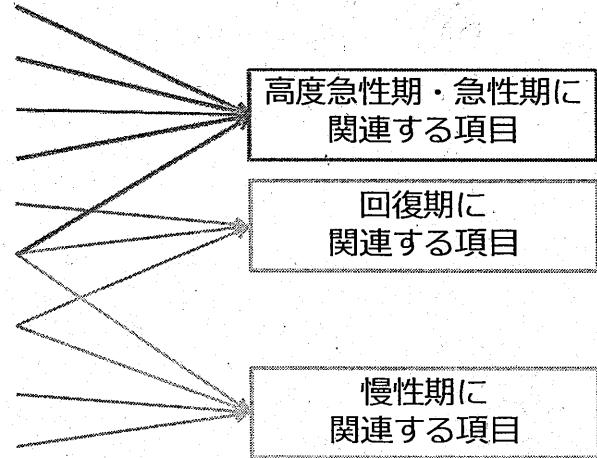
具体的な医療の内容に関する項目と病床機能

- 病床機能報告における「具体的な医療の内容に関する項目」と、病床機能との関連性を以下のとおり整理。

【具体的な医療の内容に関する項目】

<様式2>

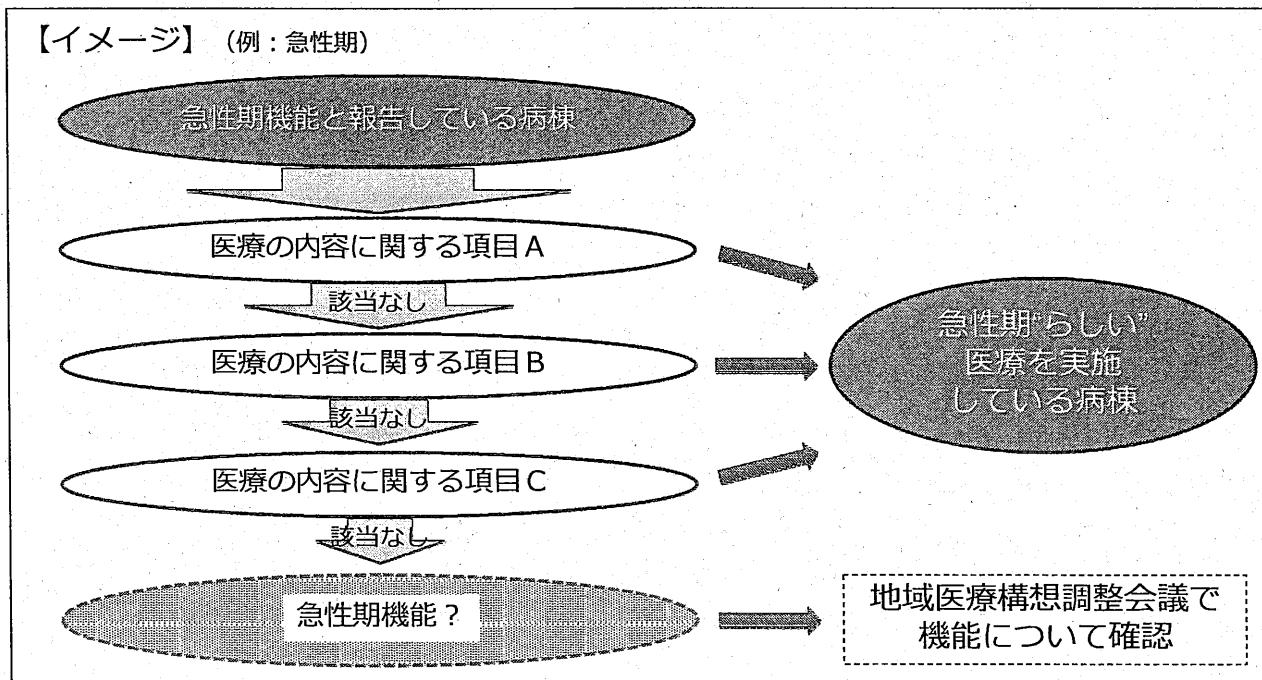
3. 幅広い手術の実施状況
4. がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況
5. 重症患者への対応状況
6. 救急医療の実施状況
7. 急性期後の支援・在宅復帰への支援の状況
8. 全身管理の状況
9. 疾患に応じたリハビリテーション・
早期からのリハビリテーションの実施状況
10. 長期療養患者の受入状況
11. 重度の障害児等の受入状況
12. 医科歯科の連携状況



17

具体的な医療の内容に関する項目の分析方法

- ある機能を選択した病棟に対し、「その機能らしい」医療の内容に関する項目を複数選択し、それらに全て「該当なし」病棟の機能について、地域医療構想調整会議において確認する。



(18)

在宅医療後方支援体制整備事業について

(医療健康局地域医療課)

1 事業概要

(1) 現状と課題

- ・在宅患者やその家族が安心して在宅での療養を選択するために、後方支援体制※の整備が急務。
- ・在宅医療の後方支援体制の整備として、地域において柔軟に対応が可能な有床診療所の体制強化が不可欠。

※ 在宅への円滑な移行、急変時の受け入れ、レスパイトの受け入れなど

(2) 事業内容

| 区分 | 内 容 |
|-------|--|
| 助成先 | 在宅医療を行う有床診療所のうち、補助申請の前月末時点で未稼働病床がある診療所 |
| 対象経費 | <p>夜間・休日対応のために、医師又は看護師を新たに雇用した場合の人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加した病床にかかる診療報酬による収益を考慮し、補助額を控除 |
| 補助基準額 | [医 師] 休日：50千円／日、夜間：70千円／日 [看護師] 休日：20千円／日、夜間：28千円／日 |
| 補助率 | 県：1／2、事業者1／2 |
| 補助期間 | <p>保健医療計画中間見直しに準じて3年間 [～H32（2020）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加した病床が安定的に稼動したと判断された時点で補助終了 |

詳細は、別途作成する補助要綱による

2 地域におけるコンセンサスの確保

(1) 地域における有床診療所の必要性の合意

- ◆地域包括ケア推進ネットワーク会議(圏域)、地域医療構想調整会議(圏域)
・医療と介護を併せた利用が可能な有床診療所の必要性について、
地域内で合意を得る。

スケジュール

H30. 2月

(2) 各地域における在宅医療後方支援体制の整備に係る検討

- ◆各地域で、在宅医療の後方支援体制の整備方針を検討
・地域内の医療・介護資源を考慮し、地域包括ケアシステムの構築に
向け、効率的な後方支援策（有床診療所の活用、在宅療養支援病院
の活用等）を検討する。
(参考)
・平成29年3月の医療法施行規則の一部改正において、平成30年4月
から地域包括ケアシステムの構築に必要な有床診療所について、病床
過剰地域においても、届出により設置可能となった。
⇒地域包括ケアモデルの有床診療所の活用を促進していく。

スケジュール

H30. 4-7月
(郡市医師会、
市町、保健所
が連携)

(3) 地域におけるコンセンサスの確保

- ◆地域包括ケア推進ネットワーク会議(圏域)、地域医療構想調整会議(圏域)
・各地域で検討した在宅医療後方支援策について、圏域会議の中で、
必要性について協議を行い、同意を得る。
・2回目以降は、事業の進捗状況の報告や助言をもらい、地域において
求められる機能の確保を図る。

スケジュール

H30. 8月
(年2-4回開催)

(4) 有床診療所に対する支援

- ◆在宅医療後方支援体制整備事業（56,000千円：5施設）
・有床診療所の機能強化及び経営安定化における一番の課題である、
夜間及び休日の医師、看護師の人工費の一部を助成する。
(参考)
・H29年度から「在宅医療提供施設整備事業」において、在宅医療を行
う有床診療所の施設・設備整備に係る経費の一部を助成している。

スケジュール

H30. 10月～
(H32年度迄)

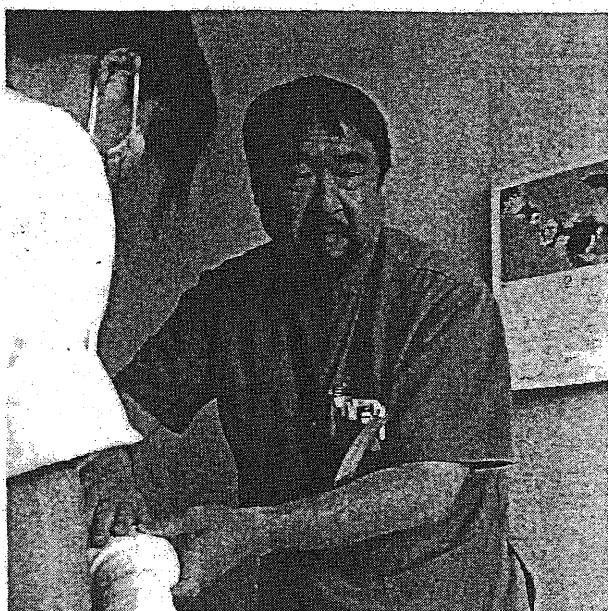
(参考：有床診療所に関する医療法施行規則の一部改正)

- ・平成29年3月の医療法施行規則の一部改正により、平成30年4月から、「地域包括システムの構築のために必要な診療所」の病床新設が届出で可能となった。
- ・これまでの、許可制度では、病床過剰地域での有床診療所の新設は困難であったが、周産期医療やべき地医療等と同様に、県医療審議会の意見を聴いて、地域での必要性が認められる場合に、療養病床又は一般病床を設けることが可能になっている。

県予算

現場から ①

減る有床診療所 賃金補助



入院患者を診る渕本院長(富士宮市宮原の富士宮中央クリニックで)

減少が続く。昨年4月時点では205か所と、08年の321か所から100か所以上減った。

有床診療所は入院料が病院より低く設定されており、もうけにくいとされる。日本医師会の全国調査では、有床診療所の3割が赤字経営との報告もある。同クリニックも、「地域のために何とか続けていくが、夜勤の看護師の確保が特に難しく、入院部門は赤字」(渕本院長)。外的などの利益で穴埋めしているという。

こうした状況を改善しようと、県は有床診療所が新たに医師や看護師を雇い、夜間や休日に働いてもらいうらの入件などを比較的大きな病院で増えたり、リハビリなどはできるだけ有床診療所で行い、在宅医療に切り替える方針を掲げる。

△ 有床診療所 診療所のうち入院設備があり、ベッド数が19床以下の施設。厚生労働省によると、2016年の施設数は全国で約7600施設、病床数は約10万床で、1993年と比べると半分以下に減少している。

0円、看護師が1万円となる。

新年度予算案に5600万円を盛り込み、10月から県内5か所の有床診療所に助成する方針で、効果が上がれば次年度以降は対象を拡大したい考えだ。こうした取り組みは全国で初めてという。

県はこれまで、施設のバリエーション化、医療機器購入などのハード面で診療所を支援してきた。担当者からは「人間もなく入院患者を診て回った。交通事故で手足を負傷し、入院している市内の主婦(85)は「かかりつけで、何でも気軽に話せるから安心」と笑顔を見せた。

同クリニックは19床の入院ベッドがある有床診療所で、渕本院長のほか非常勤の医師3人、看護師15人が勤務する。緊急時はいつでも医師が対応できる態勢を取ってい

るほか、看護師はローテーショングで夜勤をこなす。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、医療機

関の入院ベッドが不足するとされる。国は「病院から在宅へ」をスローガンに、手術などを比較的大きな病院で終えたり、リハビリなどはできるだけ有床診療所で行い、在宅医療に切り替える方針を掲げる。

ただ、県内で有床診療所は

安い入院料 在宅医療へ橋渡し

△ 県の新年度予算案が発表された。予算が配分された現場から、現状と課題を探る。